

## 福島市まちなか広場外備品貸付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、まちなか広場（以下「広場」という。）の備品の広場外貸付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業)

第2条 広場外において、備品の貸付けを行う。

### (備品の種類)

第3条 貸付けのできる備品は、別表に定めるものとする。

### (使用の条件)

第4条 市長は、福島市財務規則第216条第1項の規定に基づき、備品の使用を許可することができる。なお、財務規則第216条第1項第6号の規定により備品を使用する場合、中心市街地のにぎわいや活性化に資する内容の催事に使用するものとする。ただし、備品の使用は、広場内での使用が優先される。

2 備品の使用範囲は、福島市立地適正化計画に定める都市機能区域内とする。ただし、公用で使用する場合は、この限りでない。

3 備品の使用時間は、午前7時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 備品の使用期間は、市長と広場外で備品を使用しようとする者（以下「使用者」という。）の協議による。

### (使用の許可及び申請)

第5条 使用者は、使用する日の13日から11日前までに福島市まちなか広場外備品貸付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が備品の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により申請を許可した場合には、福島市まちなか広場外備品貸付許可書（様式第2号）を交付するものとする。

3 市長は、前項の許可に際し、備品の管理上必要と認めるときは、その貸付の許可に条件を付すことができる。

### (使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、備品の使用を許可することができない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。

(3) 備品を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。

(4) その他管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けた使用者は、備品をその許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 貸付許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (5) 条例及び福島市まちなか広場条例施行規則（以下「施行規則」という。）に基づく備品の使用申請があったとき。
- (6) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更、使用の停止又は使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及ぼすことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生により備品の使用が不能となった場合も、同様とする。

(使用の変更及び取消し)

第9条 第5条第1項の許可を受けた使用者が、使用の許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、使用日の3日前までに、福島市まちなか広場外備品貸付変更（取消）申請書（様式第3号）に当該貸付許可書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が備品の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請書の提出は、1回に限るものとする。

3 市長は、使用の変更又は取消しの許可をしたときは、福島市まちなか広場外備品貸付変更（取消）許可書（様式第4号）を交付するものとする。

(貸付料及び貸付料の減免)

第10条 使用者は、別表に定める貸付料を前納しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

2 前項ただし書きの規定により貸付料の減免を受けようとする者は、福島市まちなか広場外備品貸付料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 貸付料の減免の基準は、施行規則第9条第2項に準ずる。

(貸付料の還付)

第11条 既納の貸付料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書きの規定により貸付料の還付を受けようとする者は、福島市まちなか広場

外備品貸付料還付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 貸付料の還付の基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用できない場合 全額
- (2) 使用日の3日前までに第9条第1項の規定による使用の取消しについて申請があり、使用の取消しを許可した場合 100分の50に相当する額
- (3) 使用日の3日前までに第9条第1項の規定による使用の変更について申請があり、使用の変更を許可し、使用料が減額された場合 減額された額

4 市長は、貸付料の還付を決定したときは、福島市まちなか広場外備品貸付料還付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（返却）

第12条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに備品を市長に返却しなければならない。

- (1) 備品の使用が終わったとき。
- (2) 第8条の規定により、使用の許可が変更又は取り消されたとき。

2 使用者は、備品の貸付けを受けた時と同じ状態で、備品を返却しなければならない。

（遵守事項）

第13条 使用者は、備品の使用について、係員の指示に従うものとし、備品を善良に管理すること。やむを得ず夜間等外に残置する場合は、係員の指示を得て、必要な安全対策を施すこと。

（損害賠償）

第14条 故意又は過失により備品を滅失し、又は毀損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（滅失又は毀損の届出）

第15条 備品を滅失し、又は毀損したときは、直ちに福島市まちなか広場外備品滅失（毀損）届（様式第8号）を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（再開発事業の工事期間の使用料の特例）

- 3 福島駅東口地区第一種市街地再開発事業の工事期間中における街なかのにぎわいを創出

するため、当面の間、使用料は別表の金額に100分の50を乗じて得た額とする。

別表（第2条、第10条関係）

(1) 備品貸付料

区分	数量	単位	使用料
テント（ウエイト含む）	大（3×6m）2張 中（3×4.5m）4張 小（3×3m）9張	1張 1回につき	500円
テーブル及び椅子	木製丸テーブル10台 木製椅子40脚	1式 1回につき	1,000円
組立式ステージ	最大約49㎡ （5.4×9m） 台車4台に収納	1式 1回につき	2,000円
人工芝マット	12ロール （1ロール：1.8×10m） 最大約218㎡	1式 1回につき	600円
ミスト発生機 （ミスト用ホース含む）	2台	1台 1回につき	1,300円
テント横幕	中（3×4.5m）用1張 小（3×3m）用1張	1張 1回につき	無料
長机及びパイプ椅子	24台、58脚	1台1脚 1回につき	無料
ドラムコード	2台（長さ30m）	1台 1回につき	無料
運搬用台車	2台（単管パイプ付）	1台 1回につき	無料
カラーコーン	30基	1基 1回につき	無料
コーン用ウエイト	18個	1個 1回につき	無料
コーン用バー	20本（長さ2m）	1本 1回につき	無料

備考

- 1 単位の欄中「1回」とあるのは、第5条第1項の許可を受けた回ごとの、当該許可を受けた時間内における使用をいう。ただし、当該許可を受けた期間が翌日以降にわたる場合は、1日（1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。）につき1回とする。
- 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校の児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）が使用する場合は、無料とする。